

教科書検定に関する現状と検討課題について

(1) 検定申請時の提出書類の改善について

○教育基本法に則った教科書の著作・編集を促進する観点から編修趣意書等提出書類の改善方策

○編修趣意書等の公開の促進

<現状>

- ・ 現行の検定基準においては、平成21年の改正により、総則に、教育基本法に示す教育の目標等に基づき、教科用図書の審査を行う旨が明記されている。また、各教科共通の基本的条件として、教育基本法に示す教育の目的、目標等、学校教育法に示す義務教育の目標等に一致していることが定められている。
- ・ 申請図書に添付する編修趣意書において、教育基本法第2条に示す教育の目標を達成するための編修の基本方針を記載することとしている。また、同法第2条各号に示す目標を達成するために、編修上特に意を用いた点や特色を記載した対照表を作成することとしている。
- ・ 編修趣意書については、検定終了後に、申請図書、検定意見書、修正表、見本等の関係資料とともに展示・公開を行っている（全国7会場）。

義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成21年3月4日文科科学省告示第33号)

第1章 総則

(2) 本基準による審査においては、その教科用図書が、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であることにかんがみ、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第2章及び第3章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。

【教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）】

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第2章 各教科共通の条件

1 基本的条件

(教育基本法及び学校教育法との関係)

- (1) 教育基本法第1条の教育の目的及び同法第2条に掲げる教育の目標に一致していること。また、同法第5条第2項の義務教育の目的及び学校教育法第21条に掲げる義務教育の目標並びに同法に定める各学校の目的及び教育の目標に一致していること。

教科用図書検定規則(平成元年4月4日文部省令第20号)

(申請図書等の公開)

第18条 文部科学大臣は、検定審査終了後、別に定めるところにより、申請図書、見本、調査意見及び検定意見の内容その他検定の申請に係る資料を公開するものとする。

教科用図書検定規則実施細則(平成元年10月17日文部大臣裁定)

第1 検定の申請

2 申請図書の提出(規則第5条第2項関係)

(2) 作成要領

⑧ 申請図書添付書類

別記に示すところに従って必要な添付書類を作成し、申請図書の表紙の2又は3に袋をつけ、その中に入れる。

別記

添付書類	記載事項等	添付(記載)を要する教科(種目)等	備考
①編修趣意書	別紙様式8により、編修の趣旨、留意点及び教育基本法に示す教育の目標との対照等について示す。	すべての教科(種目)	

※別紙様式8については次ページに掲載。

第5 申請図書等の公開(規則第18条関係)

(1) 規則第18条に基づき公開する資料

規則第18条に基づき検定審査終了後に公開する資料は、申請図書、見本、調査意見及び検定意見の内容のほか、不合格となるべき理由に対する反論書、検定意見に対する意見申立書、修正表、判定案、検定審査不合格となるべき理由書、反論認否書、申し立てられた意見の認否書及び検定審査不合格理由書とする。

(2) 検定審査終了後の公開方法

(1)において公開する資料の公開の方法、場所、期間及び日時については、初等中等教育局長が別に定める。

編 修 趣 意 書

1. 編修の趣旨及び留意点		
.....		
2. 編修の基本方針		
.....		
3. 対照表		
教育基本法第 2 条	特に意を用いた点や特色	箇所
第 1 号 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。	頁 行目 ～ 頁 行目
第 2 号 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。	頁 行目 ～ 頁 行目
第 3 号 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。	頁 行目 ～ 頁 行目
第 4 号 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。	頁 行目 ～ 頁 行目
第 5 号 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。	頁 行目 ～ 頁 行目
4. 上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色		
.....		

- (備考) 1 「編修の趣旨及び留意点」欄には、編修に当たっての趣旨及び留意点を簡潔かつ具体的に記入する。
- 2 「編修の基本方針」欄には、教育基本法第 2 条に示す教育の目標を達成するために編修の基本方針とした点を簡潔かつ具体的に記入する。
- 3 「対照表」については、次のとおりとする。
- ① 「特に意を用いた点や特色」欄には、同法第 2 条各号に示す目標を達成するために、図書の構成や内容において編修上特に意を用いた点や特色について、簡潔かつ具体的に記入する。
 - ② 「箇所」欄には、上記内容に対応する具体的な箇所がわかるように、主な該当箇所の頁及び行を記入する。
 - ③ それぞれの欄について、同一欄内に 2 つ以上記入する場合には、「特に意を用いた点や特色」と「箇所」の対応が分かるように記入する。
 - ④ ①、②について、各号にわたって記入する必要がある場合には、欄を適宜工夫して記入する。
- 4 「上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色」欄には、上記の記載事項以外に、教育基本法第 5 条に示す義務教育の目的や学校教育法第 21 条に示す義務教育の目標などを達成するため、編修上特に意を用いた点や特色などがあれば、簡潔かつ具体的に記入する。
- 5 上記枠内で記入できない場合は、枠を広げるなどして記入しても差し支えない。

<検討課題>

- ① 申請図書に添付する編修趣意書において、教育基本法第2条に示す教育の目標との対照表の作成を求めているところであるが、現行の様式によると、同法第2条の各号ごとに、申請者が編修上特に意を用いた点や特色を記載することとしており、図書の構成・内容全体において、同法の目標がどのように反映されているかを確認することができない。また、このような課題もあり、申請図書の審査を行う際に、編修趣意書が十分活用されていないことも懸念される。

このようなことから、編修趣意書の様式について、申請図書の各構成・内容ごとにそれぞれ、同法の目標を達成するために編修上特に意を用いた点や特色を記載するなど、同法の目標をどう具現化したかが明らかになるよう改めてはどうか。

- ② 現状では、検定終了後に編修趣意書を展示・公開しているところであるが、教科書の編修の趣旨や基本方針などについて、広く国民や学校教育の関係者などに公開し、内容についての理解を促進する観点から、編修趣意書をホームページで公開する等の改善を図ってはどうか。

(2) 教科用図書検定基準等の改正について

○公正・中立でバランスの取れた教科書の記述となるよう教科用図書検定基準の改正

○教育基本法の目標等に照らして重大な欠陥がある場合の対応方策

<現状>

- ・ 検定基準においては、各教科共通の条件として、教科書の内容が公正・中立であり、バランスがとれたものとなっているかを審査する規定として、「話題・題材の選択・扱いの調和に関する規定」、「事柄や見解の取扱いに配慮等を求めた規定」が設けられている。
- ・ 社会科固有の条件において、平成21年の基準改正により、「未確定な時事的事象について断定的に記述しているところはないことを求める規定」について、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないことについても明確化されている。

義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成21年3月4日文科省告示第33号)

第2章 各教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列

(選択・扱いの公正)

- (5) 話題や題材の選択及び扱いは、児童又は生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。
- (6) 図書の内容に、児童又は生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事柄を特別に強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。

第3章 各教科固有の条件

[社会科(「地図」を除く。)]

2 選択・扱い及び構成・排列

- (2) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。

教科用図書検定審査要項(平成13年1月15日教科用図書検定調査審議会決定)

第1 申請図書の審査(教科用図書検定規則第7条関係)

3 合格又は不合格の判定方法

- (2) 次の①から③までのいずれかに該当する申請図書は、不合格と判定する。なお、①及び②の場合、申請図書の頁数は、規則第13条により算定した頁数を用いる。
 - ① 検定意見相当箇所の数(検定意見書において番号を付している意見をそれぞれ1と数える。)が申請図書100頁当たりに換算して80を超えるとき
 - ② 検定基準の各観点別の検定意見相当箇所の数に申請図書100頁当たりに換算して65を超えるものがあるとき
 - ③ 教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや1単元や1章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断されるもの

<検討課題>

- ① 教科書の内容については、教育基本法等に示された目的・目標等を達成するため、児童生徒が特定の事項、事象、分野に偏ることなく、バランスよく客観的な見方や考え方を身に付けることができるよう、平成21年に検定基準の改正が行われた。

しかしながら、社会科の教科書に対しては、公正・中立でバランスのとれた記述がなされているかといった観点から、なお様々な指摘がなされている。このことから、検定基準の社会科固有の条件について、例えば、以下のような改善を図るべきではないか。

- ・ 未確定な時事的事象について記述する場合に、特定の事柄を強調し過ぎていたりするところはないことを明確化してはどうか。
- ・ 近現代の歴史的事象のうち、数字など通説的な見解がない事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されていることを定めてはどうか。
- ・ 政府の統一的な見解や判例がある場合には、それらに基づいた記述が取り上げられていることを定めてはどうか。

- ② 現在、検定における合格又は不合格の判定方法は、教科用図書検定審査要項（平成13年1月15日教科用図書検定調査審議会決定）に示されており、検定意見相当箇所の数による判定方法のほかに、教科書としての基本的な構成に「重大な欠陥」が見られる場合には、検定審査不合格と判定する旨が定められている。

教育基本法や学校教育法で示された教育の目標等や学習指導要領の趣旨等を適切に反映した教科書の著作・編修がなされるべきことを明確にする観点から、「重大な欠陥」が見られるかどうかの判断に当たっての一つの例示として、これらの観点に照らして判断する旨を示してはどうか。

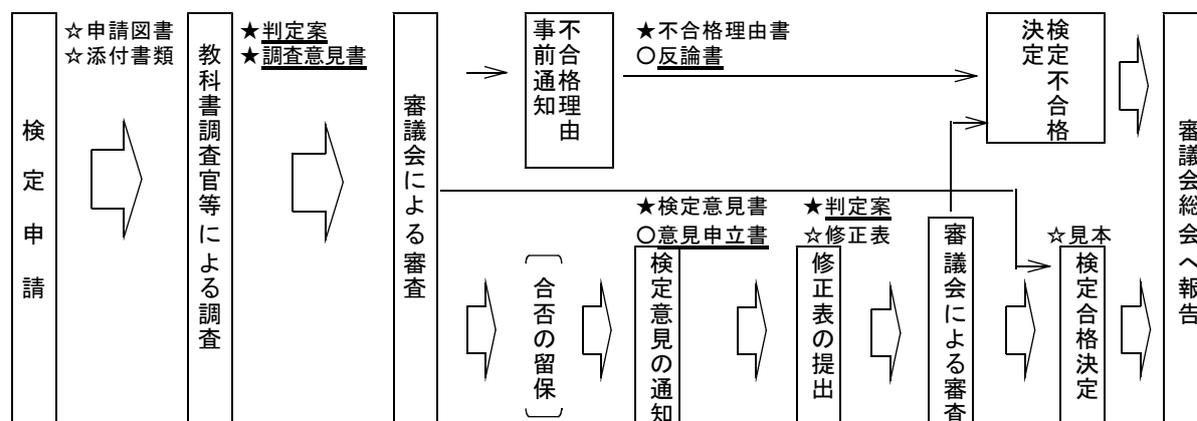
(3) 検定手続の透明化について

○検定意見書等関係文書の具体化と透明化

<現状>

- ・ 教科用図書検定調査審議会は行政処分的前提となる審査を行うものであり、静ひつな環境の下で、委員が自由闊達な議論を通して合意形成を図っていくことが重要である。このため、会議自体を公開することは行っていない。
- ・ 審議会の総会については、個々のやり取り、発言者の氏名を含めた議事録を作成している。一方、検定申請された教科用図書の調査審議を行う部会及び小委員会の議事については、平成21年度検定より議事概要を作成し、検定終了後に関係資料とともに展示・公開（全国7会場）している。また、議事録、議事概要とともにホームページにも掲載している。
- ・ 検定意見については、文書（検定意見書）により通知している。また、検定意見の通知時には、申請者の希望に応じて、教科書調査官から口頭による補足説明を行っている。
- ・ 検定意見書についても、関係資料とともに検定終了後の展示・公開を行っている。また、小・中・高等学校の歴史分野の検定意見書及び修正表については、ホームページへの掲載も実施している。

【参考 教科書検定の流れ】



注 ☆印は、申請者提出資料、★印は、文部科学省作成資料
○印は、不合格判定や検定意見に不服がある場合に、申請者から提出される資料
―は、平成21年度の検定結果から新たに公開することとした資料

教科用図書検定調査審議会の会議等の公開について

(平成21年4月9日教科用図書検定調査審議会決定)

1. 会長の選任その他人事に係る案件及び検定申請された教科用図書の調査審議に係る案件については、会議を非公開とするものとする。これら以外の案件で審議会が認める場合には、審議会で定める方法により公開するものとする。
2. 検定申請された教科用図書の調査審議を行う部会及び小委員会の議事については、議事概要を作成し、検定申請された教科用図書の調査審議が終了した後、調査審議に付された調査意見書及び判定案並びに発行者に通知した検

定意見書とあわせて、検定結果を公開する事業等において公開するものとする。

議事概要には、開催日時、出席委員、付議事項、決定事項及び議事の概略を記載するものとする。

<理由>

本審議会は行政処分的前提となる審査を行うものであり、外部からの圧力がなく静ひつな環境の下、委員が自らの識見に基づき、専門的・学術的に審議するとともに、委員が自由闊達に議論することを通して合意形成を図っていくことが重要である。

このため、審議における個々の意見のやりとりを発言者の氏名も含めて作成し、公表することや会議自体を公開することについては、このような審議に支障が生ずるおそれがあることから、行わないことが適当である。

なお、教科書検定手続きの透明性の一層の向上を図る観点から、部会や小委員会の議事概要等や委員の分属については、検定申請された教科用図書調査審議が終了した後、検定結果を公開する事業等において公開することとする。

教科用図書検定規則(平成元年4月4日文部省令第20号)

(申請図書の審査)

第7条 文部科学大臣は、申請図書について、検定の決定又は検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請図書等の公開)

第18条 文部科学大臣は、検定審査終了後、別に定めるところにより、申請図書、見本、調査意見及び検定意見の内容その他検定の申請に係る資料を公開するものとする。

教科用図書検定規則実施細則(平成元年10月17日文部大臣裁定)

第2 申請図書の審査手続

1 検定意見の通知(規則第7条関係)

検定意見の通知は、別紙様式3「検定意見書」を交付することにより行う。

第5 申請図書等の公開(規則第18条関係)

(1) 規則第18条に基づき公開する資料

規則第18条に基づき検定審査終了後に公開する資料は、申請図書、見本、調査意見及び検定意見の内容のほか、不合格となるべき理由に対する反論書、検定意見に対する意見申立書、修正表、判定案、検定審査不合格となるべき理由書、反論認否書、申し立てられた意見の認否書及び検定審査不合格理由書とする。

(2) 検定審査終了後の公開方法

(1)において公開する資料の公開の方法、場所、期間及び日時については、初等中等教育局長が別に定める。

<検討課題>

- ① 審議会の部会、小委員会の議事については、平成21年度検定より、議事概要を作成し、検定終了後に公開している。静ひつな環境の下での専門的かつ中立な審議を確保することに引き続き留意しつつ、議事概要の内容を国民にとってより分かりやすいものにし、透明性の一層の向上を図る観点から、例えば、これまでは受理番号のみであった申請図書の識別に申請者名や検定意見の箇所数を付記することとしたり、審議会での審議のうち特に記すべき事項があれば記載することとしたりすることなど、議事概要をより具体的に作成することとしてはどうか。
- ② 現状では、検定終了後に検定意見書等を展示・公開しているところであるが、国民一般にとって透明性の一層の向上を図る観点から、全ての検定意見書等についてホームページにも掲載することなど公開方法を改善してはどうか。あわせて、検定意見の趣旨がより分かりやすいものとなるよう、記述内容の具体化を図るなどの改善を行ってはどうか。